

十和田市協働による除雪の推進に関する条例が制定されました (平成25年12月1日スタート)

【条例により市民が遵守すべき事項】

第6条 市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自己の所有し、又は使用する敷地内の雪をみだりに道路に出さないこと。
- (2) 建築物から道路に雪を落下させないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 路上駐車その他除雪作業に支障が生じる行為をしないこと。

道路へ雪を出してはいけません



道路への雪出しは違法行為であるばかりでなく、通行中の車の妨げにもなり大変危険な行為です。

【指導】

上記の遵守事項が守られないことにより、除雪作業に支障が生ずるおそれがある場合は、遵守事項を守るよう又は必要な措置を講ずるよう指導することとなります。

道路への雪出しは、法律で禁止されており、罰せられる恐れがあります

- ・ 道路交通法第76条第4項第7号
屋根雪をおろしたままの放置・・・・・・・・・・5万円以下の罰金
- ・ 道路法第43条第1項第2号
みだりに道路に交通の支障となる行為の禁止・・・・・・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金